

BF法逐条解説2006(建築物)第2版 修正箇所概要

◆法律の解説

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
P2	P2	「●第2号」3行目「・・下線部が」	「・・内容が」に修正	
P6	P6	【参考】上段○「・・書類:」 【参考】下段○「6条5項」	・後ろに「建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書及び明示すべき事項、」を追加 ・「6条13項」に修正	
P8	P8	「団体一覧表」	時点を「平成19年12月」に修正 「日本郵政公社」の行を削除	
P16	P16	【参考】「税制上の特例措置」1行目	文章の修正	

◆政令の解説

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
P21	P21	令第4条第16号「郵便局又は」の部分	削除	
P22	P22	【参考】 ●第22号	(P103参照)を追加 前に「●第16号」を追加 「郵便局で行われる・・」 「旧郵便局の窓口・・」	
P23	P23	「1.・・」4行目注釈「(※5)」	「(※6)」に修正	
		番号「1.」「2.」「3.」	「①」「②」「③」に修正	
		令第5条第15号「郵便局又は」の部分	削除	
P24	P24	2番目●第11号	前に「●第9号、10号 その他これらに類するものについてはP103 参照。」を追加	
P25	P25	番号「1.」「2.」	「①」「②」に修正	
P27	P27	令第9条の2番目●中「郵便局、」	削除	
P28	P29	最下段「(参照1 高齢者・・)」 同「(参照1・・P2-41)」	正式名称に修正 「P2-51図」に修正	
P29	P30	2番目●第4号中「(参照・・P2-48)」	「旧」削除、「P2-59図」に修正	
		4番目●第6号中「(参照・・P2-48)」	「旧」削除、「P2-59図」に修正	
		最下段「(参考 まわり階段の例)」	各図下に解説の追加	
P30	P31	令第14条●第1項第1号 「(参照・・P2-68～71図)」	「旧」削除、「P2-84～88図」に修正	
		令第14条●第1項第2号 「(参照・・P2-69)」	「旧」削除、「P2-85図」に修正	
		令第14条●第2項 「(参照・・P2-60・・)」	「旧」削除、「P2-87図」に修正	
P31	P32	令第15条●第1項 「(参照・・P2-78)」	「旧」削除、「P2-97」に修正	
P37	P37	●第2項第5号「旧・・P2-54～55)」	「旧」削除、「P2-67～68」に修正	
P38	P38	令第19条●「(参照・・P2-68～71図)」	「P2-146」に修正 「標識案内用図記号」に修正	

◆規則の解説

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
P45	P45	表題(点線の枠内)「国土交通省令第110号(施行規則)」	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十号)」に修正	
		施工規則3条の前段	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」を追加	
P49	P49	「国土交通省令第113号(標識省令)」	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令」に修正	
		「標識省令」	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第十九条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令」に修正	

◆誘導省令の解説

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
P50	P50	「国土交通省令114号(誘導基準省令)」	「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十四号)」に修正	
		誘導基準省令1条	前に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第三項第一号の規定に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」を追加	
		省令第2条 1番目●2行目「…省令第18条の読替規定」の後	「(以下「第18条の読替規定」という。)」を追加	
		2番目●第1項第1号 「(参照・・P2-212)」	「旧」削除、「P2-224」に修正	
		3番目●第1項第2号 「(参照・・P2-75)」	「旧」削除、「P2-93図」に修正	
		4番目●第1項第2号	「旧」削除、「P2-224」に修正	

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
P51	P51	1番目●2行目「法第18条の…」	「法」削除	
P52	P52	省令第4条 1番目●2行目「法第18条の…」	「法」削除	
		3番目●第2号、第3号 「(参照…P2-45)」	「旧」削除、「P2-56」に修正	
P53	P53	省令第5条 ●3行目「法第18条の…」 同 5行目「法第18条に…」	「法」削除 「誘導基準省令7条」に修正	
P54	P54	省令第6条 1番目●2行目「法第18条の…」	「法」削除	
P55	P55	省令第6条 ●下から4行目「法第18条に…」	「法」削除	
P57	P57	●第5項2行目「…最低床面積…」	「最低幅」に修正	
		●第6項「(参照…)」	「建築設計標準 P2-68」を追加	
P58	P58	1番目●1行目「法第18条の…」	「法」削除	
		2番目●第1項第1号 2行目「…水洗器具」 同 「(参照…)」	の後に「(オストメイト対応の設備)」を追加 「建築設計標準 P2-85」を追加	
P59	P59	1番目●「(参照…P2-78)」	「旧」削除、「P2-97」に修正	
P60	P60	1番目●2行目「法第18条の…」	「法」削除	
P61	P60	●第1項第4号へ 「…令第12条4号の解説参照。」	「建築設計標準に記載されたような構造を いう。」に修正 「(参照 建築設計標準P2-59)」を追加	
P61	P61	●第2項 3行目「令第8条の…」	「…令第18条…」に修正	
P62	P62	誘導基準省令13条 1番目●3行目「法第18条の…」	「法」削除	
		誘導基準省令14条	最後に「(参照 建築設計標準P2-146)」を追加	
P63	P62	誘導基準省令15条	最後に「建築設計標準P2-140)」を追加	
P64	P64	●第3項 2行目「…前条第5項…」	「…第1項第5号…」に修正	
		●第4項 2行目「…前条第7項…」	「…第1項第7号…」に修正	

## ◆その他の修正

初版頁	第2版頁	修正前(初版)	修正後(第2版)	備考
巻頭	巻頭	本書の使用に際して「4.」の後	「5. 本書の内容についてのご質問等は・・・」を追加	
目次	目次		令附則の追加	
P105	P105	チェックリスト	設計標準記載のものに修正	
P116	P115	質問16	「(機械式)」を追加	
			質問17,18,19(オストメイトに関する内容)を追加	
P117~	P117~	所管行政庁一覧	平成20年2月1日時点のものに修正	
P137	P141	参考引用文献の内容	新設計標準のものに修正	
P138	P142	会員一覧	H19年度会員を追加	
巻末	巻末	四角の中	発行日修正 「ハートビル」→「バリアフリー」	